

財務省告示第三百三十七号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十八年八月十六日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年九月八日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	総額 面金額の	額面 金額の 買入 価格	利付 （国庫 五）	年	利付 （国庫 五）	年	利付 （国庫 五）	年	利付 （国庫 五）	年	利付 （国庫 五）	
第三回二百三十	四第 回二 百三 十	百五 十五 億円	五九 銭七 厘	三第 回二 百三 十	四第 回二 百三 十	百八 十八 億円	八九 銭三 厘	二第 回二 百三 十	八第 回二 百三 十	五十 億円	六九 銭六 厘	一第 回二 百三 十	八九 銭八 厘
第八回二百三十	八第 回二 百三 十	五百 四十 五億 円	七九 銭三 厘	七第 回二 百三 十	八第 回二 百三 十	五十 億円	六九 銭六 厘	八第 回二 百三 十	九第 回二 百三 十	四十五 億円	八九 銭五 厘	九第 回二 百三 十	八九 銭五 厘
第九回二百三十	九第 回二 百三 十	四十五 億円	八九 銭五 厘	第八回二百三十	第九回二百三十	百二十五 億円	七九 銭九 厘	第九回二百三十	第十回二百三十	百七十七 億円	百円四 銭二厘	第十回二百三十	百円四 銭二厘
第二十回	第二十 回	千五百 七億 円	七九 銭九 厘	第二十回	第二十回	百四十 億円	七九 銭八 厘	第二十回	第二十回	三十一 億円	八九 銭二 厘	第二十回	八九 銭二 厘

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	年債利 券付 （国 十庫	年債利 券付 （国 六庫	〃	〃	〃	〃
	第 二 百 八 回	第 二 百 回	回第 百九 十八	回第 百九 十七	回第 百九 十四	回第 百九 十三	第 三 十 六 回	第 二 十 五 回	第 二 十 一 回	第 二 十 一 回	第 二 十 一 回
円一 兆 五 百 五 億	四 千 五 百 億 円	億千 円二 百 二 十 六	円千 百九 十八 億	十 五 億 円	二 百 億 円	五 十 億 円	二 十 億 円	五 十 億 円	九 億 円	二 百 十 一 億 円	五 十 九 億 円
	厘百 円六 十 銭三	銭百 八一 厘円 八 十 四	銭百 四一 厘円 八 十 九	銭百 六二 厘円 二 十 二	銭百 四一 厘円 七 十 三	銭百 四一 厘円 四 十 一	四百 厘円 三 十 九 銭	四九 銭十 九厘 円三 十	銭九 一十 厘円 九 十	九九 銭十 八厘 円八 十	九九 銭七 厘円 八 十